

・地域経済産業グループ	167
1．産業クラスター計画	167
2．地域プラットフォームの整備	169
3．起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)の整備	170
4．地域の特性を活かした技術開発の推進	172
5．工業再配置政策	173
6．地域振興整備公団	174
7．工場立地動向調査	174
8．地方分権改革推進会議	175
9．地域再生本部	175
10．都市再生本部	176
11．工業用水道事業	176
12．造水促進対策	178
13．PFI推進関連施策	179
14．阪神・淡路産業復興支援	179
15．沖縄振興対策	179

## ・地域経済産業グループ

### 1. 産業クラスター計画

#### (1) 経緯

経済産業省（旧通商産業省）の地域経済産業政策では、1990年代前半以前までは、大都市部の工場等を地方部に再配置し、そこに産業の集積を作ることによって地域の発展を図ることに主眼が置かれていた。しかし、1990年代後半になると、円高の進展や中国・アセアン諸国の台頭に伴って工場が地方を飛び越えて海外へ流出し「地域産業の空洞化」に拍車がかかったため、かつてのように大都市部からの企業誘致に過度の期待を寄せることは困難になった。

一方、米国等においては、シリコンバレーに見られるように大学や研究施設の周辺からさまざまな新企業が誕生し、ハイテクベンチャーとして目覚ましい活躍をするようになった。イノベーションはこれまで大企業や巨大研究施設の内部から生み出されるものだったが、今では大学等の研究機関や、中小企業・ベンチャー企業同士の自由な交流が、新しい技術やサービスを生み出すイノベーションのも

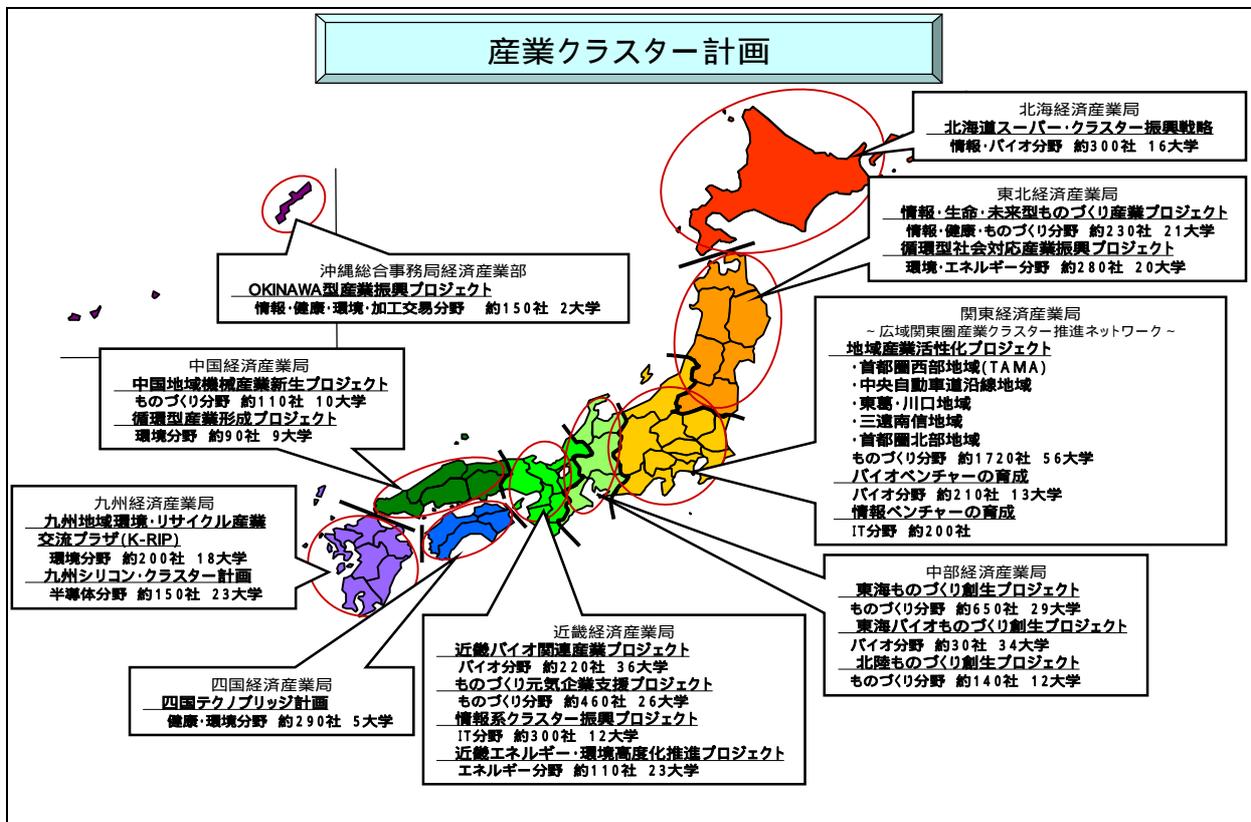
う一つの源泉となっている。

こうした動きを背景として、従来型の企業誘致に重点を置いた地域経済振興が限界に達しつつある中で、経済産業省は新たに、各地域における人的ネットワークの形成を核としてイノベーションを創出する環境を整備し、それにより内発型の地域経済活性化を実現しようとする「産業クラスター計画」を打ち出した。

#### (2) 概要

経済産業省は、平成13年4月から「産業クラスター計画」を開始し、全国19の広域的領域・産業分野で、産業クラスター形成を目指すプロジェクトを推進してきた。

計画の推進に当たっては、地域の経済産業局（担当職員約500名）と民間の推進組織が一体となって、新事業に挑戦する地域の中堅・中小企業約5,800社や、220校を超える大学の研究者等と緊密な協力関係を構築し、地域における新事業展開を促進するため、地域の実情を踏まえて、産学官連携の技術開発プロジェクト、中堅・中小企業の技術開発支援、商社との連携による販路開拓等の支援策を総合的、効果的に投入した（参照図：産業クラスター計画）。



図：産業クラスター計画

### (3) 具体的施策と活動状況

#### (7) 具体的施策

具体的には、次の施策により新事業展開を総合的に支援し、産業クラスターの形成を推進した。

##### (A) 産学官の広域的人的ネットワークの形成

- ・企業訪問、研究会・交流会・セミナー等の開催、コーディネータによる産学官・企業間の交流連携促進等によって、企業、大学、研究機関、自治体、商社等の広域的な人的ネットワークの形成を促進した。
- ・商社等とのネットワークを活用して、「産業クラスター計画」から生み出された製品の販路開拓を支援した。
- ・産業クラスターサポート金融会議との連携により、技術開発補助金等に対するつなぎ融資制度の創設、ベンチャーキャピタルによるファンド創設などによる支援を促進した。

##### (B) 地域の特性を活かした技術開発の推進

- ・地域における産学官共同による研究開発や、中堅・中小企業によるリスクの高い実用化技術開発を積極的に支援した。

##### (C) 起業家育成施設の整備等インキュベーション機能の強化

- ・大学発ベンチャーの起業や中小企業の新事業展開を促進するに当たって重要な大学連携型インキュベータ施設等、起業家育成施設（インキュベータ施設）の整備を実施・支援した。
- ・起業家育成施設の入居者に対して、起業ノウハウの提供等のソフト支援を行うインキュベーション・マネジャーを養成した。

#### (4) 活動状況

##### (A) ネットワークの形成・拡充

平成14年度までに産業クラスター計画のすべてのプロジェクトにおいて、ネットワーク形成を促進する推進組織が設立され、各地で新技術・新事業展開に取り組む地域の研究開発型企業と、大学研究者等との人的ネットワークの形成が促進された。

参加企業、参加大学の発掘と拡充に努め、参加企業では平成13年度当初の約3,000社から平成16年4月時点で5,800社に、参加大学では平成13年度当初の約

150大学から平成16年4月時点で220大学へ増加した。

##### (B) 地域における実用化技術開発支援施策の拡充

地域において事業化を念頭においた実用化技術開発を促進するため、平成14年以降、地域における実用化技術開発支援施策を拡充し、新事業・新産業の創出を促進した。

##### (C) 知的クラスター創成事業との連携

地域ごとに文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」を設置し、同協議会において、両省の事業の密接な連携と調整を図った（協議会数13か所）。また、地域の技術開発等の成果について合同成果発表会を各地で開催した（平成15年度は14回開催）。

##### (D) 地域金融機関との連携強化

平成15年3月28日に金融庁から発表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、「産業クラスター計画」を支援するため、「産業クラスターサポート金融会議」の設置が地域金融機関に要請され、平成15年6月までに全国11ブロックで設置された。

##### (E) 地方経済産業局による企業・研究者等訪問活動

地方経済産業局職員等が、企業経営者、大学教授等と緊密に意見交換を行い、技術開発ニーズの把握、産学共同の技術開発の働きかけ、企業の課題に対応した支援策の活用支援、専門家の紹介等を実施した。

###### (a) 企業訪問

- ・平成13年度 延べ約4,200社
- ・平成14年度 延べ約4,500社
- ・平成15年度 延べ約4,800社 計約13,500社

###### (b) 研究者等訪問

- ・平成13年度 延べ約1,600か所
- ・平成14年度 延べ約2,000か所
- ・平成15年度 延べ約1,800か所  
計約5,400か所

##### (F) 交流会、情報提供、連携促進事業

セミナー、交流会等のイベントの開催、電子メール、ホームページ等の活用による情報提供事業、コーディネータによる連携促進等を実施した。

###### (a) セミナー等開催

- ・平成14年度 273回開催

延べ参加人数 約6万9千人

- ・平成15年度 311開催

延べ参加人数 約5万5千人

(b) 交流会等開催

- ・平成14年度 395回開催

延べ参加人数 約3万7千人

- ・平成15年度 512回開催

延べ参加人数 約4万人

(c) マッチングセッション

- ・平成14年度 114回開催

延べ参加人数 約2万6千人

- ・平成15年度 112回開催

延べ参加人数 約4万5千人

(d) ホームページアクセス件数

- ・平成14年度 約165万件以上

- ・平成15年度 約176万件以上

(e) コーディネータの数

全国で約350名を動員

(f) 企業、研究者等訪問

- ・平成14年度 延べ2,500件

- ・平成15年度 延べ2,800件

## 2. 地域プラットフォームの整備

### (1) 経緯

本事業の根拠法である「新事業創出促進法」が施行された平成11年当時、我が国は戦後最大といわれる不況の中にあつた。日本経済の活力を取り戻すためには、新たな事業を開始しようとするベンチャーや中小企業等を積極的に支援することにより、地域経済の自立的発展を目指すことが急務となっており、そのためには新事業創出のための事業環境(苗床)を整備する必要があつた。こうして整備された新事業創出支援体制が地域プラットフォームである。

### (2) 概要

地域における新事業創出を加速させるためには、地域に存在する各種の産業支援機関(新事業支援機関)を、中核的支援機関を中心にネットワーク化し、研究開発から事業化までの各段階において必要とされる、技術情報、資金、経営ノウハウなどのソフト面からの支援を総合的に提供

する体制(地域プラットフォーム)を整備することが必要である。さらに、こうして形成された支援機関等のネットワークをベースに、今後は、大学・企業等の技術、人材、資金、情報の発掘、交流、連携により、ネットワーク機能を高めていくことが重要である。また、より効率的・効果的な支援のために、特定の産業分野、企業の成長段階等により支援対象を絞り込み、集中的に資源投入を行うことが望まれる。

本事業は、地域産業資源を活用した新事業創出を促進するため、「新事業創出促進法」に基づき、地域における新事業創出のための総合的支援体制の整備を図り、地域の自立的発展を支援するものである。

平成16年3月現在、全国の都道府県・政令指定都市において、56の中核的支援機関、1,200の新事業支援機関が新事業の創出を支援している。

### (3) 補助対象事業

次の事業において補助を行う。

- ・新事業創出支援のための体制・ネットワークの強化
- ・新事業支援機関の国際連携の構築
- ・産業支援人材の発掘・活用
- ・産業集積・技術シーズ等の発掘・活用
- ・起業家の発掘・育成、地域資源の交流・連携
- ・有望分野等における新事業創出を促進するための企画・調査
- ・ビジネス・インキュベータのソフト支援

### (4) 地域プラットフォーム活動事例

#### (ア) 新事業創出支援のための体制・ネットワークの強化

- ・北海道：支援機関間の情報交換の場～地域プラットフォーム連携推進事業

#### (イ) 起業家の発掘・育成、地域資源の交流・連携

- ・福島県：東日本全域を対象とした展示会、ビジネスマッチング等～うつくしまベンチャーマーケット
- ・三重県：地元大学・高専等と連携したベンチャー公開講座～みえベンチャーカレッジ
- ・京都市：起業に必要な知識の習得とビジネスプランのブラッシュアップ～京都起業家学校
- ・神戸市：医学分野と工学分野の双方に精通した医療・福祉ビジネス人材の育成～医学・工学連携講座

- ・広島県：ベンチャー企業と機関投資家、商社等との出会いの場～ひろしまベンチャー交流サロン
- ・山口県：起業を目指す女性を対象としたセミナー～やまぐち女性起業家支援塾
- ・福岡県：ベンチャー企業等の資金調達や販路拡大等を目的としたビジネスマッチング～フクオカベンチャーマーケット

(ウ) 有望分野等における新事業創出を促進するための企画・調査

- ・岩手県：研究開発シーズに基づく商品化、事業化の調査～商品化事業化促進事業
- ・神奈川県：産学官が連携したコンソーシアムで開発された製品の事業化調査～新規成長産業事業化促進事業
- ・岐阜県：技術的に優れたビジネスプランを有する製品の事業化可能性調査～ベンチャー企業事業可能性調査
- ・熊本県：研究コンソーシアムを対象とした研究開発支援～新事業創出促進研究開発事業

(イ) ビジネス・インキュベータのソフト支援

- ・千葉県：インキュベータ入居企業に対する経営相談、ビジネスプラン作成の支援～東葛テクノプラザインキュベータ事業
- ・高知県：産学官連携によるインキュベータ入居企業支援～高知工科大学との連携

3. 起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)の整備

(1) 経緯

日本経済の低迷が続く中、経済の再生に向けて、既存技術の更なる高度化等により産業の競争力強化を図ることは、引き続き重要である。また、一方で、既存技術の枠にとらわれず、埋もれているアイデア、発想による新規事業の創出を図り、我が国の経済を活性化していくことも重要である。このためには、新たなアイデア、発想により生まれた新技術や新商品を活用して、新事業の創出まで途切れることなくつなげていかなければならず、これを具現化させるために企業ニーズに応じて切れ目のない支援システム、いわゆるインキュベータを整備していく必要がある。

(2) 概要

起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)とは、創業間もない企業等に対し、不足するリソース(低賃料スペースやソフト支援サービス等)を提供し、その成長を促進させることを目的とした施設であり、国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等の公的機関や民間企業等によって整備・運営されている。また、ビジネス・インキュベータには、インキュベーション・マネジャーが配置されている。インキュベーション・マネジャーは、事業経験のない新規事業者(ベンチャー)に対し、技術開発、経営、マーケティングその他の起業全般に係る諸問題に対し一義的に回答し、そもそも何が問題か分からない新規事業者に対し問題点を指摘し回答を与えたりする、言い換えれば起業に係るワンストップ的な働きを行っている。

(3) 現状

平成14年11月現在、我が国において、ソフト支援を実施しているビジネス・インキュベータは、全国で265施設<sup>1</sup>ある。

日米インキュベータ施設等の比較<sup>2</sup>においては、米国に比べて施設数・人材とも大きく下回っており、特にソフト面では、インキュベーション・マネジャー数で、アメリカの2,280人に対し、日本は162人である。これを1施設当たりのインキュベーション・マネジャー数に換算すると、日本は米国の約4分の1の規模にすぎない。今後、新事業の創出を促進し、雇用の拡大を図るためには、可及的速やかに、ハード、ソフト両面からの体制整備を行うことが喫緊の課題となっている。

インキュベーション事業は、低賃料の貸しオフィスや研究室を提供するとともに、入居者に対する法務、財務、マーケティング等の経営ノウハウ等を提供するもので、ハードとソフトの両面からの支援が不可欠である。しかし、ハードとソフト両者の提供には相当の費用が掛かるため、利益を上げることが難しく、概して採算にのりにくいといわれている。このため、公的支援を実施していくことが不可欠である。

1：日本新事業支援機関協議会(JANBO)の調査(平成14年11月)による

2：米国は「NBIA 2002 STATE OF THE BUSINESS INCUBATION INDUSTRY」、日本は日本新事業支援機関協議会(JA

NBO)の調査(平成14年11月)による

(4) 施策について

平成9年以降、新たな事業の創出を促進するために起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)整備を推進している。整備事業には、地域振興整備公団による整備事業と地方公共団体による整備事業がある。

(ア) 地域振興整備公団による大学連携型起業家育成施設の整備状況

地域振興整備公団は大学と連携しつつ、大学のイノベーションシーズを活用して起業・新事業展開を行う者に対して、低賃料の貸オフィス・貸研究室と共に、経営ノウハウ・販路開拓等のような新事業に至るまでに不足するリソースを提供し、その成長を支援・加速する起業家育成施設の整備を行っている。

<平成15年度整備か所>

- ・東京大学(柏キャンパス)
- ・京都大学(桂キャンパス)

(イ) 地域振興整備公団による起業家育成施設の整備状況  
(参照図:地域振興整備公団によるビジネス・インキュベータ施設等整備状況)

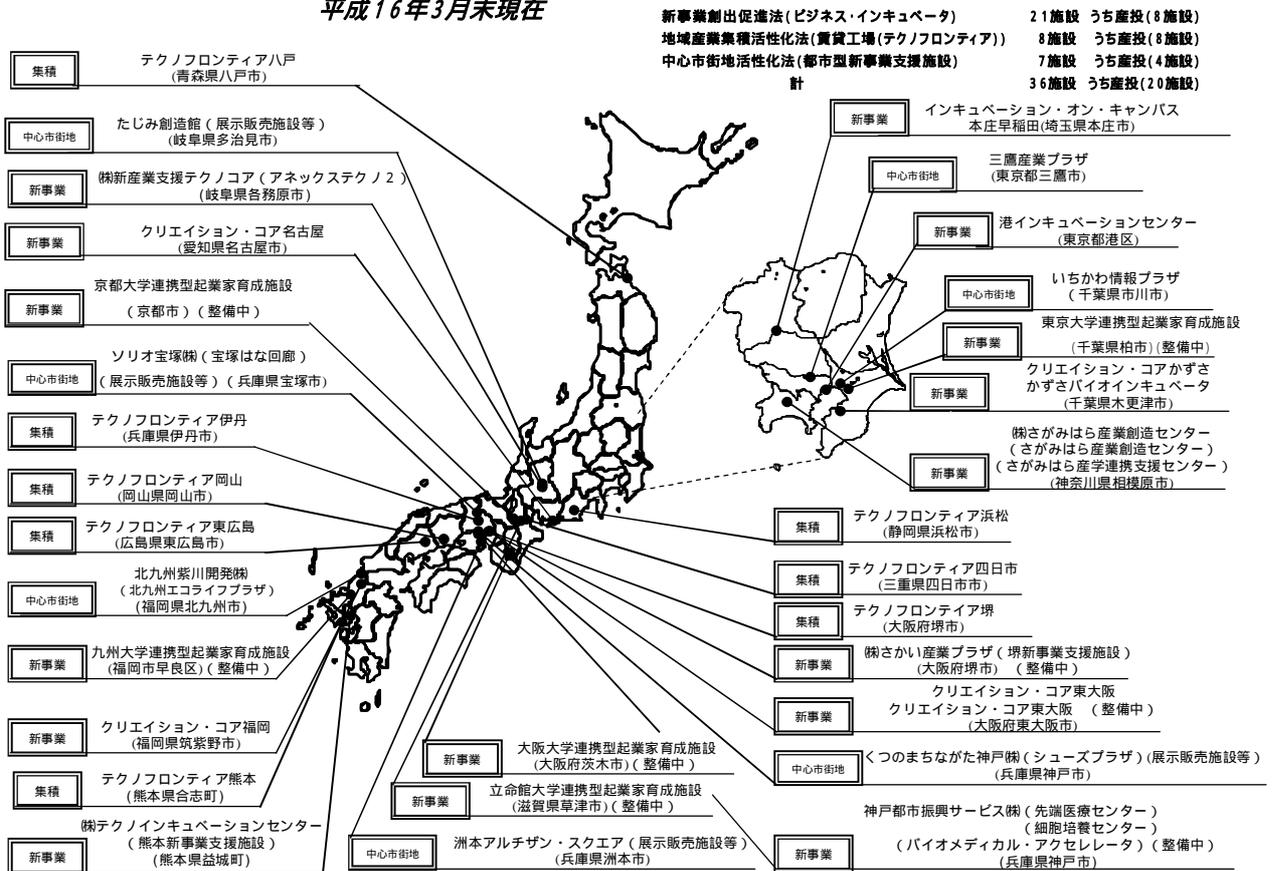
(ウ) 地方公共団体等による起業家育成施設の整備状況  
(参照図:新事業支援施設整備費補助金等によるビジネス・インキュベータ施設等整備状況)

(I) 新事業育成専門家養成等研修事業

ビジネス・インキュベーション事業に対するソフト支援として、新事業育成専門家養成等研修事業を実施している。

我が国においては、起業家育成施設における新事業育成専門家(インキュベーション・マネジャー:以下、「IM」と略す。)が不足していることから、IMの養成を効率的に実施し、質の高いIMの増員・配置を図る必要がある。したがって、平成14年度から平成18年度までの5年間で600人のIMを養成することを本事業の目標としており、研修では、習熟段階別の4種の研修等を体系的に実施している。

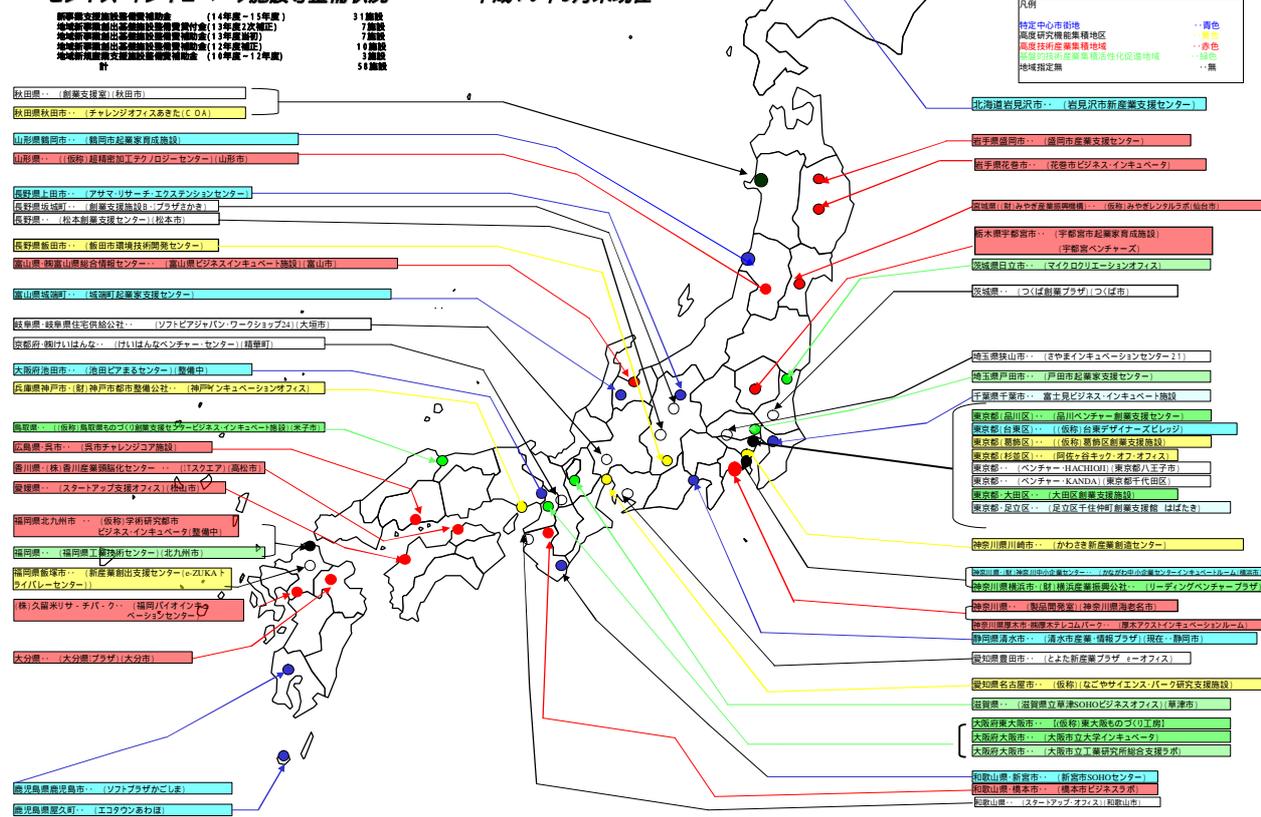
地域公団によるビジネス・インキュベータ施設等整備状況  
平成16年3月末現在



新事業創出促進法(ビジネス・インキュベータ) 21施設 うち産投(8施設)  
 地域産業集積活性化法(賃貸工場(テクノフロンティア)) 8施設 うち産投(8施設)  
 中心市街地活性化法(都市型新事業支援施設) 7施設 うち産投(4施設)  
 計 36施設 うち産投(20施設)

図: 地域振興整備公団によるビジネス・インキュベータ施設等整備状況

新事業支援施設整備費補助金等を活用した地方公共団体による  
ビジネス・インキュベータ施設等整備状況  
平成16年3月末現在



図：新事業支援施設整備費補助金等によるビジネス・インキュベータ施設等整備状況

4. 地域の特性を活かした技術開発の推進

(1) 経緯

我が国経済が当面の不況から脱し、中長期的に発展していくためには、不良債権問題の処理に加えて、経済・産業の活性化が不可欠であり、特に疲弊の激しい地域経済の再生が喫緊の課題となっている。このため、地域の比較優位性を活かし、地域を支え、世界に通用する新事業が次々と展開されていくことが必要である。

他方、今後の成長産業は、一般的に、斬新なアイデアに基づく新商品、新サービス、新技術の開発が不可欠なハイリスク・ハイリターン分野であり、地域産業・企業が、一者独力で必要な技術や人材・資金等を集め、事業展開していくことは、極めて困難な側面がある。

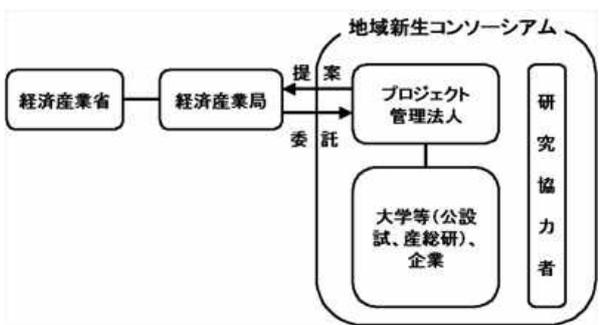
したがって、地域の中堅・中小企業やベンチャー企業が、必要な技術・人材・資金等の経営資源を円滑に集めることができるよう、産学官の人的ネットワークを形成しつつ、特に成功の鍵となる実用化技術開発について、大学等の技術シーズを活用した産学官研究共同体(コンソーシアム)による研究開発、地域の特性を活かした産業の創出に

資する中堅・中小企業の実用化技術開発等の支援が必要である。

(2) 概要

(ア) 地域新生コンソーシアム研究開発事業

地域において、新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な共同研究体制(地域新生コンソーシアム)の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施する。



図：地域新生コンソーシアム研究開発事業スキーム

表：地域新生コンソーシアム研究開発事業関係予算

	平成 14 年度	平成 15 年度
地域新生コンソーシアム研究開発事業	23.5 億円	23.6 億円
中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業	20.0 億円	20.0 億円
地域新生コンソーシアムエネルギー研究開発事業	42.9 億円	56.4 億円
計	86.4 億円	99.9 億円

(1) 新規産業創造技術開発費補助事業

地域において、新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中堅中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業のためのリスクの高い実用化技術開発を支援する。



図：新規産業創造技術開発費補助事業スキーム

表：新規産業創造技術開発費補助事業関係予算

	平成 14 年度	平成 15 年度
新規産業創造技術開発費補助金（一般会計）	29.7 億円	29.7 億円
新規産業創造技術開発費補助金（特別会計）	25.4 億円	25.7 億円
計	55.1 億円	55.4 億円

5. 工業再配置政策

(1) 経緯・概要

工業再配置政策は、新全国総合開発計画の構想を受け、大都市における公害問題の発生等過密のデメリットを解消しつつ、過疎問題を同時に解決すべく制定された「工業再配置促進法」を推進するための施策として、昭和 47 年に創設された。同政策は、「工業再配置促進法」に規定する移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を、環境の整備・保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進することにより、工業の再配置を促進し、もって国民経済の健全な発展を図り、国民の福祉の向上に資することを目的としている。

「工業再配置促進法」では、工業再配置政策を展開するに当たり、全国を工業集積度の程度等に応じ、次の 3 地域に区分している。

(7) 移転促進地域

大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転を図ることが必要な地域として政令で定められている。

(1) 誘導地域

工業の集積の程度が低く、かつ人口の増加の割合が低い道県（27 道県）及びこれらの県と接続し、かつ工業の集積の程度及び人口の増加の割合が、これらの県と同程度の市町村（701 市町村）が指定されている。

(9) 白地地域

移転促進地域及び誘導地域以外の地域である。

(2) 産業再配置促進費補助金制度

産業再配置促進費補助金制度は、「工業再配置促進法」に規定する移転促進地域等から誘導地域等への工場等の移転若しくは誘導地域において工場等の新増設が行われた場合、新増設工場等の床面積により計算される補助金を限度として、当該企業及び当該工場等の所在地を管轄する地方公共団体に対し、公園施設、環境保全施設、防災保安施設、スポーツ施設、教育福祉施設等の設置費用を交付することにより、地域社会との融和等に配慮しつつ産業の再配置を促進することを目的としている。交付要件としては工業団地、工場適地、工業等導入地区に工場等が新増設されることが必要となる。補助金には次の 4 つが存在する。平成 13 年度においては、自治体の選択肢を拡大するため、民間活力等の活用による効率的な社会資本整備等の方式（PFI 方式）を採用することを可能とした。

- ・「産業再配置促進環境整備費補助金（平成 14 年度 2.1 億円、平成 15 年度 1.8 億円）：市町村が行う環境保全施設の設置等に係る経費の補助
- ・「産業再配置促進事業環境整備費補助金」（平成 14 年度 1.1 億円、平成 15 年度 0.9 億円）：企業が行う環境保全施設の設置等に係る経費の補助
- ・「産業再配置促進施設整備費補助金（平成 14 年度 6.5 億円、平成 15 年度 4.3 億円）：市町村が行う教育福祉施設、スポーツ施設等の設置に係る経費の補助
- ・「電源地域産業再配置促進費補助金（平成 14 年度 20.0 億円、平成 15 年度 27.0 億円）：電源地域に存する市町村及び企業が行う環境保全施設、教育福祉施設等の設置に係る経費の補助

## 6. 地域振興整備公団

### (1) 経緯

地域振興整備公団は、大都市からの人口及び産業の地方への分散、地域の開発発展を図るため、昭和49年に設立された（経済産業省と国土交通省の共管）。

### (2) 概要

全国的な人口及び産業の適正な配置、地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とし、工業団地の造成・譲渡や大学の研究シーズを活用した新規事業化を支援するための大学連携型起業家育成施設（インキュベータ）等の施設の整備・運営事業等を行っている。

同公団は、平成16年7月1日から特殊法人等合理化計画（平成13年12月18日：特殊法人等改革推進本部決定）を踏まえて策定された独立行政法人化関係法律において、工業再配置等業務及び産炭地域経過業務については、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金と統合し新しく設立される独立行政法人中小企業基盤整備機構に、地方都市開発整備等業務については都市基盤整備公団と統合し新しく設立される独立行政法人都市再生機構に、それぞれ継承されることとなった。

## 7. 工場立地動向調査

### (1) 経緯・概要

工場立地動向調査は、「工場立地法」第2条に基づき、昭和42年から実施されており、全国の製造業、電気業（水力発電所、地熱発電所を除く）、ガス業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的を持って取得（借地を含む）された1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を対象としている。

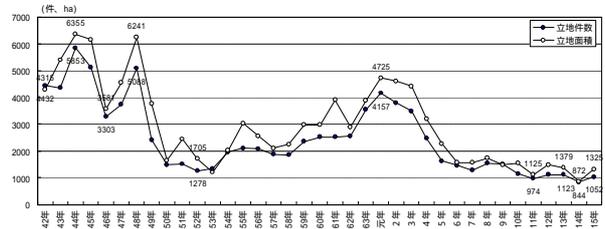
### (2) 平成15年工場立地動向調査の概要（速報）

#### (ア) 全国の工場立地の概況

平成15年の全国の工場立地件数は1,052件と、調査開始以来3番目に低い水準であり、立地面積の1,325haは4番目に低い水準となっているものの、過去最低の水準であった平成14年を上回る結果となり、前年比で見ると立地件数が208件（24.6%）増、立地面積も同様に453ha（51.9%）の大幅増となった。こうした増加の理由としては、中国等への海外立地を検討したものの、国内立地を選

択した企業が増加していることが考えられる。加えて、輸送機械関連や情報通信機器といった好調だった業界の影響を受けた立地が目立っている。また、借地立地の割合が増加していることも平成15年の立地動向の特徴である。

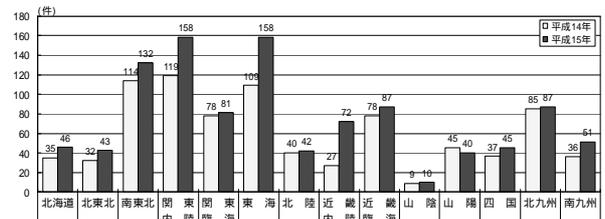
図：全国の工場立地の推移



### (イ) 地域別の工場立地の概況

平成15年の地域別の工場立地件数は、前年より増加した都道府県は32都道府県、減少した県は14県、変動がなかった県が1県であった。工場立地件数では平成14年に引き続き静岡県60件（2年連続1位）、福岡県58件の順に多かったが、平成14年に11位（25件）であった群馬県が平成15年は3位（53件）になったこと、同様に30位（11件）であった京都府が10位（36件）となったことが特筆される。また、地域ブロックで見ると、関東内陸、東海が各158件、南東北が132件の順となっている。また、前年比増加幅が目立ったのは近畿内陸であり、平成14年の27件に対し、平成15年は72件（増減率166.7%）となった。そのほか、東海49件増、関東内陸39件増なども特筆される。

図：地域別工場立地件数の年次比較



一方、立地面積では群馬県、三重県、茨城県、静岡県、広島県の順となったが、群馬県では前年比でおよそ3.7倍、三重県では同様におよそ6.5倍の立地面積となった。またブロック別では近畿内陸で前年比約2.9倍、同様に南九州2.7倍、北東北で2.2倍の増加となった。

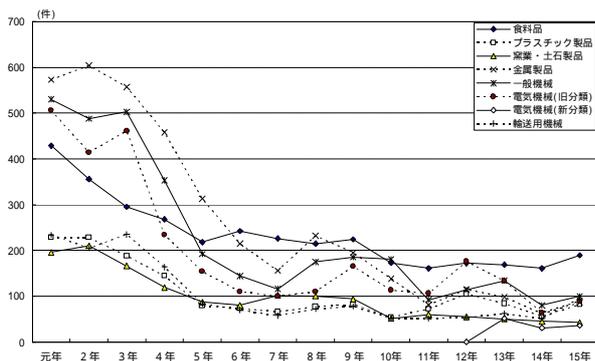
### (ウ) 業種別の工場立地の概況

業種別の工場立地件数を見ると、件数が多かった業種は、食料品189件、一般機械100件、輸送用機械95件、金属

製品 86 件の順となっており、前年 5 位だった輸送用機械が 3 位となった。対前年比の増加率では、情報通信機械 114.3%、輸送用機械 86.3%、衣服 60.0%が増加率が高かった業種として挙げられる。平成 15 年の立地に見られる業種の特徴としては、自動車関連や電子・電機関連の業種の好調による立地が見られたことが挙げられる。また平成 15 年に立地件数が最も多かった食料品業種による県外立地の傾向が引き続いているほか、化学工業、プラスチック業種による県外立地が目立ったのも平成 15 年の立地動向の特徴の一つである。

一方、食料品や一般機械、輸送用機械、金属製品、プラスチック製品、電気機械といった主力業種は、近年で最も立地が旺盛だった平成元年前後において、立地件数シェアが高かった業種でもあり、これらの業種の立地件数が年々減少してきたことにより、近年の全体的な工場立地の停滞傾向を招いているともいえる。

図：主な業種の工場立地件数



## 8. 地方分権改革推進会議

### (1) 経緯・概要

地方分権改革推進会議は、平成 13 年 7 月に地方分権推進委員会の後継機関として発足した。設置期間は平成 16 年 7 月までの 3 年間である。同会議では、国と地方の役割分担の適正化、事務事業の見直し、地方税財源の見直し、地方行政体制整備等について、地方分権のより一層の推進を図る観点から審議を行っている。

### (2) 審議状況

「事務事業の在り方」については、平成 14 年 6 月に「事務・事業の在り方に関する中間報告」、同年 10 月に「事務・事業の在り方に関する意見」が取りまとめられた。これに盛り込まれた経済産業省関係項目は、中小企業及びガス保

安施策における国と地方の役割分担の見直しであった。平成 15 年 5 月には「事務・事業の在り方に関する意見」のフォローアップが行われた。

「地方税財源の配分の在り方」については、地方交付税について国からの財源保障機能を縮小する点、税源移譲に関する具体的なスケジュールを明示しなかった点を中心に委員全員の合意を得ることができないまま、平成 15 年 6 月 6 日に「三位一体の改革についての意見」が取りまとめられた。この基本的な考え方は次のとおりである。

### (ア) 国庫補助負担金

国の関与を廃止・縮減し、地方公共団体の裁量を拡大するとともに、国と地方を通じたスリム化を実現する。

### (イ) 地方交付税

基本方針 2002 に示された地方交付税改革の方向性（9割以上が交付団体の状況の大胆な是正、財源保障機能全般について見直し縮小していく、財政力格差是正の在り方を検討、地方の財源不足の早期解消と財源保障への依存体質からの脱却）と整合性を確保し、将来にわたり持続可能な財政調整制度を構築する。

### (ウ) 税源移譲を含む税源配分の見直し

税源配分の見直しは地方財政の自立と地方公共団体における受益と負担の関係の明確化を実現する上で、その中核をなすものである。

地方公共団体は、配分された税源の下で必要となる税収を住民に引き合せて確保することが求められる前提に立ち、税源移譲を含む税源配分の見直しに当たっては、個人住民税を重視しその充実を図るとともに、課税自主権が活用されやすい制度改革が検討されるべきである。

## 9. 地域再生本部

### (1) 経緯・概要

平成 15 年 10 月、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から、積極的かつ総合的に推進するため、総理大臣を本部長として地域再生本部が設置された。

同年 12 月、地域再生に関する基本的な考え方、地域再生の取組の方針、今後のスケジュール等について、「地域再生のための基本指針」が策定された。

当該指針に基づき、地方公共団体等から第一次地域再生構想提案が行われ、この結果をもとに、平成 16 年 2 月、地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として

講すべき支援措置の内容等について、「地域再生推進のためのプログラム」が決定された。

当該プログラムに基き、地方自治体から地域再生計画の申請が行われ、同年6月、同計画に対する認定が行われた。なお、経済産業省関連においては、88件の地域再生計画が認定された。

## 10. 都市再生本部

### (1) 経緯・概要

都市再生本部は、平成13年5月の閣議決定に基づいて、総理大臣を本部長として設置され、その後、平成14年6月の「都市再生特別措置法」の施行に伴い、法に基づく本部となった。都市再生本部では、「都市再生プロジェクトの決定・選択」「都市再生基本方針の策定」「都市再生緊急整備地域の指定」等の業務を行っている。開催は不定期であり、付議すべき案件が生じた段階で開催され、平成15年度には2回開催された。

### (2) 都市再生プロジェクト

都市再生本部において、平成15年度までに16の「都市再生プロジェクト」が決定された。経済産業省では、都市における産業集積等の比較優位を活かしながら地域経済の活性化を図る観点から、プロジェクトの提案等を行ってきた。経済産業省関連のプロジェクトは次の5つである。

#### (ア) 「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」

ゼロ・エミッション構想推進のための「エコタウン事業」について、エコタウン補助金で首都圏におけるプロジェクト等を強力に推進した（平成15年度予算額：27億円の内数）。

#### (イ) 「大阪圏におけるライフサイエンス国際拠点形成」

経済産業省関連拠点としては、大阪大学彩都バイオインキュベータ（大阪府茨木市）、神戸バイオメディカル開発センター（兵庫県神戸市）等がある。

#### (ウ) 「都市部における保育所待機児童の解消」

商店街の空き店舗を活用した保育所等の設置を支援した（平成15年度予算額：10億円の内数）。

#### (エ) 首都圏におけるゲノム科学の国際拠点形成

経済産業省関連拠点としては、技術開発支援センター（神奈川県横浜市）、クリエイションコアかずさ（千葉県木更津市）、産業技術総合研究所臨海副都心センター（東

京都江東区）等がある。

### (オ) 都市における既存ストックの活用

商店街の空き店舗を活用した保育所等の設置を推進した（平成15年度予算額：10億円の内数）。【再掲】

## 11. 工業用水道事業

### (1) 経緯

#### (ア) 地下水取水規制と工業用水道

昭和20年代後半に大都市臨海部の工業地帯において、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下及び地下水の塩水化等が顕著となった。この解決には、水使用合理化はもちろんのこと、地下水の取水を規制し、地下水から強制的に転換するための代替水の供給が必要となってくる。このことから昭和31年に工業における地下水の取水規制を目的とした「工業用水法」を制定し、代替水源である工業用水道の整備のために地盤沈下防止対策事業として、工業用水道事業費補助制度が創設された。以来、「工業用水法」指定地域における地下水位の回復、地盤沈下の沈静化等かつて深刻な問題地域であった既成工業地帯の地下水障害の問題解決に、工業用水道の整備はその中心的役割を果たしてきている。

#### (イ) 産業基盤整備の一環としての工業用水道

我が国の均衡ある経済発展のために均衡ある国土開発を行う必要があることから、道路及び港湾等と並んで工業用水道が産業インフラとして位置づけられた。このことから、昭和32年に産業基盤整備のための工業用水道に対しても補助を行うこととし、豊富低廉な工業用水を供給するため、昭和33年に「工業用水道事業法」を制定した。以来、工業用水道の整備は、均衡ある国土開発及び工業の再配置などの一翼を担い、先行的整備により地下水への安易な依存を防止し、地盤沈下の未然防止の役割を果たしてきた。

### (2) 概要

「工業用水道事業法」でいう工業とは、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水（水力発電用、飲用を除く）のことを工業用水という。工業用水道は、導管により工業用水を供給する施設をいい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を工業用水道事業という。

(3) 現状

(7) 工業用水の需要

平成 14 年現在、工業用水の需要は、使用水量が 147.0 百万 m<sup>3</sup>/日、補給水量（新たに工業用水道、地下水、河川水等から補給する水量）が 30.8 百万 m<sup>3</sup>/日となっている。また、取水量ベース（平成 13 年現在）で日本の水需要の約 15%を占めている。

（参考）日本の水使用比率

農業用水	生活用水	工業用水
66 %	19 %	15 %

出所：平成 16 年度版 日本の水資源 国土交通省

(1) 工業用水の回収率

回収率（工業用水使用水量に対する回収水量の割合）については、昭和 40 年の 36.3%から、その後の水使用合理化等の進展により平成 14 年には 79.0%まで上昇している。

(9) 工業用水の水源

工業用水の淡水補給水量の水源別構成比は平成 14 年現在、工業用水道が 40.4%と最大の水源となっており、その他淡水が 26.9%、地下水が 26.0%、上水道が 6.7%となっている。

(I) 主な工業用水使用業種

使用水量の多い業種は、化学工業、鉄鋼業、ついでパルプ・紙・紙加工品製造業となっており、補給水量では、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、鉄鋼業の順になっている。なお、回収率の高い業種は、平成 14 年現在、輸送用機械製造業（92.6%）、石油・石炭製品製造業（90.7%）、鉄鋼業（90.6%）で、90%以上の水を循環して使用している。

(4) 工業用水道事業の整備状況

平成 16 年 3 月末現在、工業用水道事業の事業体数は 147 であり、うち、地方公共団体（企業団を含む）が事業主体になっているものが 145 とその大半を占めている。また、工業用水道事業数は 246 であり、うち、6 割弱に当たる 138 事業が国庫補助金（産炭地域補助を除く）を受けて建設された事業である。

工業用水道事業の給水能力は、全国で 21.7 百万 m<sup>3</sup>/日であり、各県別では、山口県（全国の給水能力に占める割合 8.2%）、愛知県（同 7.8%）、静岡県（同 6.8%）、福島県（同 5.8%）及び大阪府（同 5.8%）が上位を占めている。

(4) 工業用水道事業費の補助制度

(7) 工業用水道事業費補助

地盤沈下防止による国土保全を図るとともに、地域経済の活性化を図るための産業基盤整備のため、工業用水の確保が必要な地域における工業用水道であって、一定水準以下の料金では工業用水を供給し得ない事業や施設の老朽・劣化等安定給水確保のための事業の改築、さらに I C 産業等足早な企業立地に対応した小規模工業用水道に対し補助を行っている。平成 15 年度においては、継続 44 事業、新規 1 事業に対し補助を行った。

また、先行的に工業用水の水源確保を図る必要がある場合においては、当該多目的ダム等の建設費のうち、工業用水負担分について補助金を行っている。平成 15 年度においては、継続 4 事業に対し補助を行った。

(1) 水資源機構事業費補助

本来、工業用水道事業者に対し補助金を交付すべきところを、水源を独立行政法人水資源機構が建設を行っているダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している。平成 15 年度においては、継続 5 事業に対し補助を行った。

(9) 沖縄工業用水道事業費補助

沖縄の工業開発のための基盤整備の一環として、沖縄における工業用水道の整備に対し補助を行っている。沖縄の特殊事情を考慮して、高補助率が適用されている。平成 15 年度においては、継続 2 事業に対し補助を行った。

(5) 独立行政法人水資源機構の発足

独立行政法人水資源機構は、「水資源開発促進法」に規定する水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための事業を実施すること等により、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とし、水資源開発基本計画に基づくダム、堰、用水路等の水資源開発施設の新改築、操作、維持、修繕、その他管理、災害復旧工事等を行う特殊法人として昭和 37 年 5 月 1 日設立した（昭和 43 年 10 月 1 日に愛知用水公団を統合）。

平成 13 年 12 月 18 日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、水資源開発公団は新規の開発事業は行わない等事業量の縮減を図り、法人形態を独立行政法人とすることとなった。平成 14 年の第 155 回臨時国会において、「独立行政法人水資源機構法」が可決成立し、

平成 15 年 10 月 1 日に水資源開発公団が解散、新たに独立行政法人水資源機構が発足した。

## 1 2 . 造水促進対策

### (1) 経緯・概要

水は国民の生活や産業活動に不可欠な資源であり、安定的な供給や水資源の確保は我が国の健全な発展を支える上で重要な課題である。一方、ダム等の水資源開発はダム適地の減少、補償交渉の難航等により、工期が長期化する傾向にあり、中長期的には水需給のひっ迫が懸念されている。

こうした中で、新たな水源として期待される海水淡水化、下水・産業廃水の再生利用等造水促進対策については、気象条件に左右されず、渇水対策としての活用も期待されることから、その技術開発を進めるとともに、その導入基盤の整備に努めている。

### (2) 第 3 回世界水フォーラム閣僚級会議

深刻化する水問題に対処するため、1996 年にユネスコ、世界銀行、国際水資源学会など世界各国の専門家、学会、国際機関が中心となり、世界水会議（WWC：World Water Council）が設立され、この活動の一環として、水問題解決に向けた具体的議論を興し、その重要性を広く世界にアピールするため世界水フォーラムを 3 年に 1 度開催している。

第 3 回世界水フォーラムは、平成 15 年 3 月 16 日から 23 日に国立京都国際会館で開催された。3 月 22 日から 23 日に開催された閣僚級国際会議では、170 の国・地域及び 43 の国際機関等が参加し、各国政府や関係機関の取りうる具体的な行動について議論した。

経済産業省は、閣僚級国際会議第 5 分科会「水資源管理と便宜の共有」に出席し、天然の淡水資源に恵まれない地域での水の安定供給確保、水資源の効率的な利用等の観点から、これまでの我が国の経験と今後の取組を表明し、閣僚宣言には、次の 2 点等が盛り込まれた。

- ・海水淡水化、水のリサイクル等の革新的技術を推進することにより、非在来型水資源を開発し、導入すべく努力する。
- ・水力発電を再生可能でクリーンなエネルギー源として位置づけるとともに、その可能性については環境

的に持続可能な形で実現されるべきと考える。

## (3) 造水関係施策

### (7) 廃水処理及び循環型利用の向上等に関する施策

#### (A) 省エネルギー型廃水処理技術開発(平成 13 年度～)

健全な水循環系の確立と水資源の有効利用の促進を図るため、高濃度オゾンを活用することにより、廃水処理に要するエネルギー使用量の削減を図るとともに、近年問題となっている廃水中の環境ホルモン等の難分解性有害化学物質の分解・除去が可能な廃水処理技術を開発する。

#### (B) 環境対応型工業用水循環利用向上技術に関する研究協力(平成 13 年度～)

タイ王国における工業用水としての地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下問題及び深刻な水不足問題に対処するため、膜分離技術を用いて再生処理した工場廃水を製造工程で循環・再利用するための技術の確立等を行う。

### (4) 海水淡水化事業の概要(国際水資源協力)

#### (A) 産油国石油精製用海水淡水化研究協力事業(平成 13 年度～)

オマーン国における石油精製を含めた石油資源開発事業では、大量の工業用水が使用されているが、河川水や地下水が乏しいことから必然的に海水淡水化設備による供給に依存している。しかし、近年海水の油汚染の深刻化により、これら油濁海水を取水源とする海水淡水化設備の運転、維持管理に支障を来しており、当該設備の安定操業の確保が大きな問題となっている。このため、本事業では、オマーン国に我が国の技術による逆浸透法海水淡水化システムの実証プラントを建設し、運転研究、技術者招へい等の研究協力事業を実施する。また、これらの研究協力事業を通じて油濁海水における逆浸透法海水淡水化システムの安定性を実証するとともに、同国への逆浸透法に関する技術移転等を行い、同国における水資源の安定供給確保及び両国間の関係強化を図る。

#### (B) 産油国向けハイブリッド方式海水淡水化研究協力事業(平成 15 年度～)

中東産油国では水インフラに係る負担は莫大であり、各国とも効率的で低コストの技術を必要としている。

これまで中東産油国では、火力発電所に併設される蒸発法を中心に海水淡水化技術が普及してきていたが、近年、蒸発法に逆浸透法を組み合わせた低コストのハイブリッド方式海水淡水化システムに対する関心が高まってきている。しかし、塩分濃度が高く、汚染も進んでいるアラビア湾においては、源水の前処理やシステムの運用に高度なオペレーションが必要となるため、逆浸透法海水淡水化システムへの信頼性が低く、ハイブリッド方式が普及し難い原因となっている。

このため本事業では、カタール国に我が国の技術による逆浸透法海水淡水化システムの実証プラントを建設し、運転研究、技術者招へい等の研究協力事業を実施する。また、これら研究協力事業を通して、アラビア湾における逆浸透法海水淡水化システムの安定性を実証し、ハイブリッド方式海水淡水化システムの有効性を検証するとともに、同国への逆浸透法及びハイブリッド方式に関する技術移転等を行い、同国水資源の安定供給確保及び両国間の関係強化を図る。

#### (C) 中東水資源協力推進会議

中東諸国からの水資源関連の様々な協力要請に対して適切かつ効率的に対処するため、中東地域の水資源問題の現状把握、日本の民間企業がビジネスとして同地域に関与する方策の検討、中東各国からの水資源問題に関する具体的な協力要請への対応策の検討、を目的として、平成 13 年度、(財)中東協力センター内に「中東水資源協力推進会議」が設置された。

### 13. PFI 推進関連施策

#### (1) 経緯

公共事業分野への PFI 手法による民間活力の導入は、効率的な施設の整備・維持管理及び質の高い公共サービスの提供を通じて、財政負担の軽減、民間企業の事業機会の拡大等、極めて大きな効果が期待されている。今後の我が国における経済構造改革、財政構造改革に資するものであり、経済産業省においても公共分野への PFI 手法の積極的な導入に向けて次のような取組を行っている。

#### (2) 概要

##### (ア) PFI 手法導入のための調査研究事業

経済産業省所管の公共施設への PFI 手法導入促進のための調査研究を継続実施した。具体的には、工業用水道事業への PFI 導入を促進するため、平成 13・14 年度に埼玉県、和歌山市等でのケーススタディを実施するとともに、平成 15 年度は導入促進に向けたガイドラインを策定するための調査研究を実施した。

##### (イ) 地方公共団体等への普及・啓発事業

地域における公共事業分野への PFI 手法の導入促進のためには、PFI に係る理解の促進を図ることが極めて重要である。このため、全国各地域において、地方公共団体、民間企業を対象としたセミナー・シンポジウム等を積極的に開催した。平成 15 年度においても 5 か所（札幌、東京、新潟、岡山、福岡）で開催した。

### 14. 阪神・淡路産業復興支援

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災により打撃を受けた震災地域の産業の復興を実現するため、産業復興支援事業費補助金として、その中核的機関である(財)阪神・淡路産業復興推進機構に事業費の一部を補助し、外国・外資系企業誘致、ベンチャーサポート、クリエイター育成等による地場産業高度化支援等の事業を支援している(平成 7 年度第 2 次補正予算から毎年度実施。補助率：総事業費の 1/2 以内)。なお、当該補助金は、震災より 10 年後の平成 16 年度を終期と設定しており、被災地域の自立的発展に向けて支援を行うこととしている。

### 15. 沖縄振興対策

#### (1) 概要

沖縄では昭和 47 年の本土復帰以降、「沖縄振興開発特別措置法」の制定と 3 次にわたる沖縄振興開発計画等によって、主に道路等の公共分野の振興開発が先行して実施されてきた。その結果、インフラ整備等については一定の成果が見られた。しかしながら、沖縄が持続的な発展を遂げていくには、活力ある民間主導の自立型経済の構築が重要である。

沖縄本土復帰 30 周年に当たる平成 14 年度には、沖縄の特性を活かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野

に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等新たな分野を加えた、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいべき「沖縄振興特別措置法」が制定された。

(2) 「沖縄振興特別措置法」

経済産業省は、平成 14 年 4 月 1 日に施行された「沖縄振興特別措置法」の制定に内閣府と共に取り組み、次のような施策を盛り込んだ。

(ア) 国際情報特区構想の実現に向けた情報通信産業振興地域の強化

- ・ 情報通信産業特別地区の創設
- ・ 情報通信産業振興地域の対象業務及び対象設備の拡充

(イ) 産業の総合的な振興支援の強化

- ・ 特別自由貿易地域等における保税許可手数料の軽減措置の対象を拡充（保税展示場、総合保税地域）
- ・ 工業等開発地区を発展させ、産業高度化地域制度を創設

(ウ) 沖縄型重要産業分野の中小企業発展支援

- ・ 「中小企業経営革新支援法」の特例

(エ) 国際ショッピングモール構想等観光振興支援

- ・ 沖縄型特定免税店の空港外設置
- ・ 観光振興地域の地域指定要件の緩和及び対象施設要件の緩和 等

(3) 平成 15 年度の具体的な取組

(ア) 沖縄特別振興対策調整費を活用した事業

平成 14 年 7 月に「沖縄振興計画」が策定されたことを踏まえ、同計画に盛り込まれた諸施策の機動的な実施を図るための事業を実施した。

(A) 物流効率化

県外市場への販路拡大や出荷拡大による県内製造業の振興及び特別自由貿易地域への企業立地の促進を目的とする物流効率化システム構築の取組を推進した（平成 13 年度から事業開始、平成 15 年度総事業費約 16 百万円、うち約 13 百万円を国が補助）。

(B) 「美ら島ブランド」創出の推進

地域を支える各産業間の連携を深め、地域経済を活性化していくため、市場ニーズに対応した魅力的な特産品「美ら島ブランド」の創出を目指すこととし、「美

ら島ブランド塾」を開設することにより、生産から販売まで一連のノウハウを備えた人材を育成する事業を実施した（平成 15 年度総事業費約 52 百万円、うち約 42 百万円を国が補助）。

(C) IT 高度人材育成

高度な情報通信技術を有する人材を育成するための研修事業を総務省と共同で実施した（平成 14 年度から事業開始、平成 15 年度総事業費約 169 百万円、うち約 135 百万円を国が補助（約 68 百万円を経済産業省が補助））。

(D) 高度経営人材育成

沖縄県外に市場を拡大しようとする沖縄県内企業の経営能力を高め、国内外での市場競争力強化を図るため、経営人材の育成を行う事業を実施した（平成 15 年度総事業費約 21 百万円、うち約 17 百万円を国が補助）。

(イ) 沖縄北部特別振興対策事業費を活用した事業

普天間飛行場移設先となる北部地域について、地元からの要望等を踏まえて次の事業を実施した。

(A) IT 産業等集積基盤整備

情報関連の企業誘致を支援するための共同利用型施設を総務省及び防衛施設庁と共同で整備した（平成 14 年度から事業開始、平成 14 年度繰越総事業費約 844 百万円、うち約 760 百万円を国が補助（約 296 百万円を経済産業省が補助）、平成 15 年度総事業費約 369 百万円、うち約 332 百万円を国が補助（約 28 百万円を経済産業省が補助））。

(B) ガラス系資源再製品化施設整備

循環型地域社会形成のため、ガラス瓶を原料としたリサイクル製品を製造する設備及び関連施設を本部町に整備した（平成 14 年度繰越総事業費約 351 百万円、うち約 316 百万円を国が補助）。